

グループ（共同体）協定書

〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、千葉県幕張新都心地下駐車場の指定管理者として応募するにあたり、当施設の管理運営に関する業務について、次のとおり「〇〇〇〇グループ（共同体）協定書」（以下「協定書」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定書は、千葉県幕張新都心地下駐車場の指定管理者として応募する甲、乙が行う当該施設の管理運営業務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（名称）

第2条 当共同体は、〇〇〇〇・〇〇〇〇共同体（以下「共同体」という。）と称する。

（構成員の住所及び名称）

第3条 当共同体の構成員は次のとおりとする。

甲	住所	〇〇〇〇〇〇〇〇	〇丁目〇番〇号
	名称	〇〇〇〇	
乙	住所	〇〇〇〇〇〇〇〇	〇丁目〇番〇号
	名称	〇〇〇〇	

（代表団体）

第4条 当共同体の代表団体は〇〇〇〇とし、当該指定管理者業務運営上の最終責任を負う。

（事務所の所在地）

第5条 当共同体の事務所は、〇〇市〇町〇丁目〇番〇号に置く。

（業務分担）

第6条 甲及び乙は、指定管理者の業務について、下記の業務分担により責任をもって業務を遂行するとともに、相互に支援・協力を行うものとする。

- 2 甲の担当業務
- 3 乙の担当業務

（収益金）

第7条 甲は、指定管理者の代表として、収益金が確定後、乙へ本協定書第8条で定める割合に見合う額を支払うものとする。

(収益金の受領割合等)

第8条 甲及び乙が受領する収益金の受領割合は次のとおりとする。

甲 ○○○○ ○○%
乙 ○○○○ ○○%

(事業年度及び決算)

第9条 当共同体の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日までとし、事業年度末に決算を行い決算書を作成する。

(欠損金の負担の割合)

第10条 前条の規定による決算の結果、欠損が生じた場合、甲及び乙は本協定書第8条の割合によって、欠損を負担する。

(協定書に定めのない事項)

第11条 本協定書に定めない事項については、甲、乙協議の上、定めるものとする。

上記のとおり○○○○・○○○○共同体協定書を締結したことの証拠として、この協定書正本2通及び副本1通を作成し、各甲及び乙が記名押印の上、正本については甲及び乙各自が所持し、副本については千葉県に提出する。

令和 年 月 日

○○○○・○○○○共同体

甲 代表者 ○○○○○○○○○○○ ○丁目○番○号
○○○○○○○○○○○○○○
代表者 ○○○ ○○○

乙 構成者 ○○○○○○○○○○○ ○丁目○番○号
○○○○○○○○○○○○○○
代表者 ○○○ ○○○